○収用委員会委員再任
　川崎　進夫委員及び大平　昇委員は、二十八年十二月二十七日再任された。
○監査委員選任
　林　勲委員は、二十八年十二月三十一日任期満了し、一月一日次の者が選任された。
　監査委員　三谷　和夫

神戸市

○教育委員会委員任命
　森本純夫委員は、二十八年十二月二十三日任期満了となり、同月二十四日次の者が任命された。
　教育委員会委員　山本　正実

官庁報告

官庁事項

指定性能評価機関に対する処分の公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の56第２項において準用する法第77条の51第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年１月16日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

1　処分をした年月日　平成28年12月22日
2　処分を受けた指定性能評価機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　一般財団法人ベターリビング　東京都千代田区富士見二丁目七番二号　理事長　井上　俊之
3　処分の内容　法第77条の56第２項において準用する第77条の51第２項の規定により、平成29年１月16日から１月間、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第59条第二十号に規定する性能評価の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第59条第二十号に規定する性能評価に係る契約を新たに締結する行為
二　既に契約した契約の変更により、機関省令第59条第二十号に規定する性能評価の業務を追加する行為
三　業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為
4　処分の原因となった事実　指定性能評価機関である一般財団法人ベターリビングは、以下の行為を行った。

一　いす式階段昇降機の性能評価において、法第68条の25に基づく性能評価を機関省令第63条に基づき実施すべきところ、その駆動装置及びガイドレールの応力度の確認において、機関省令第66条の業務規程に定められた許容応力度の計算に誤りがあることを見過ごし、指定性能評価機関として性能評価書を発行した。
二　斜行型段差解消機の性能評価において、法第68条の25に基づく性能評価を機関省令第63条に基づき実施すべきところ、そのガイドレールの応力度の確認において、機関省令第66条の業務規程に定められた許容応力度の計算に誤りがあることを見過ごし、指定性能評価機関として性能評価書を発行した。
三　エレベーターの戸開走行保護装置の性能評価において、法第68条の25に基づく性能評価を機関省令第63条に基づき実施すべきところ、戸開走行保護装置のブレーキに使用するボルトの強度計算の確認において、機関省令第66条の業務規程に定められた安全確実に作動する構造であり、堅固に設置されていることの確認を見過ごし、指定性能評価機関として性能評価書を発行した。

関東地方整備局公示

荒川水系に係る指定区間外の一級河川について、平成六年十月十一日付け関東地方建設局公示で指定した河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十五条の四第一項第三号の区域を次のように改める。

平成二十九年一月十六日

関東地方整備局長　大西　亘

関係図面のうち、第五号図及び第六号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

四国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占用者その他工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

平成29年１月16日

四国地方整備局長　名波　義昭

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　小型船舶１隻
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　放置されていた場所　徳島県板野郡板野町川端字南川岸地先（一級河川吉野川水系旧吉野川右岸17.6km＋50m付近）
⑵　除却した日時　平成28年12月22日10時20分
3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
⑴　保管を始めた日時　平成28年12月22日11時10分
⑵　保管の場所　徳島県板野郡板野町川端字東川岸地先
4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　返還を受ける者は、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　徳島市上吉野町３丁目35番地　国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課　電話088―654―9270

裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程の制定施行

最高裁判所

裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程

裁判官及び裁判官の秘書官（以下「裁判官等」という。）の保健及び安全保持については、その職務の性質に反しない限り、裁判官等以外の裁判所職員の例による。

附　則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第１号

関東地方交通審議会から関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231―8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

平成29年１月16日

関東運輸局長　持永　秀毅

関東地方交通審議会の意見（要旨）

1．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「245,450円」を「246,450円」に、ただし書の職員「228,700円」を「229,700円」に、部員「186,850円」を「187,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「177,250円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。
2．関東海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「242,050円」を「243,050円」に、部員「180,600円」を「181,600円」にそれぞれ改正することが適当である。
3．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「186,000円」を「187,000円」に改正することが適当である。
4．関東漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「186,000円」を「187,000円」に改正することが適当である。